

令和4年度診療報酬改定 疑義解釈

《 診療所編 抜粋版 》

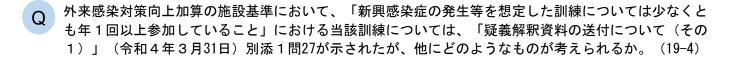


※文書中の(1-2)とは、「その1」の「問2」の意。

株式会社ユナイテッドサーブ

公益社団法人 日本医業経営コンサルタント協会 認定登録 医業経営コンサルタント 登録番号第 7168 号 上 田 恭 子

外来感染対策向上加算



A 「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日)別添1問27で示しているとおり、新 興感染症患者等を受け入れることを想定した基本的な感染症対策に係るものであり、参加医療機関の感 染症対策等の状況も踏まえて決定することが望ましい。

なお、令和4年度地域保健総合推進事業「院内感染対策ネットワークと保健所の連携推進事業」による 「院内感染対策等における病院と保健所の連携事例集について—中間報告—」(令和4年6月)事例5 において、対象者のレベルや役割に応じて、基本知識の習得や感染症病棟での実地訓練が実施されてい ることが掲げられていることを参照されたい。

外来腫瘍化学療法診療料

- Q 外来腫瘍化学療法診療料について、「疑義解釈資料の送付について(その1)」(令和4年3月31日事務連絡)別添1の問157において、「「専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時1人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制が整備されていること」における常時とは、24時間」と示されたが、診療所であって、令和4年9月30日までの間に体制を整備することが困難な場合については、どのように考えればよいか。(19-5)
- A 令和4年3月31日時点で外来化学療法加算1又は2の届出を行っている診療所については、やむを得ない理由等により院内に常時1人以上配置することが困難な場合であって、電話等による緊急の相談等に医師、看護師又は薬剤師が24時間対応できる連絡体制が整備され、患者に周知している場合においては、令和6年3月31日までの間に限り、外来腫瘍化学療法診療料2を届け出てもよいものとする。なお、その場合においては、令和4年10月1日以降の算定に当たり、別添2の様式39を用いて届出を行う必要があり、その際、院内に常時1人以上配置することが困難な理由を添えること。

発達及び知能検査

- **Q** 発達及び知能検査「3」操作と処理が極めて複雑なものについて、WISC-V知能検査は含まれるか。 (19-7)
- A 含まれる。

導入期加算 (人工腎臓)



人工腎臓の注2に規定する導入期加算2及び3の施設基準について、それぞれ「導入期加算3を算定している施設が実施する腎代替療法に係る研修を定期的に受講していること」、「導入期加算1又は2を算定している施設と連携して、腎代替療法に係る研修を実施」とあるが、「腎代替療法に係る研修」とは、どのようなものが該当するか。(19-8)

Α

次の要件を満たすものが該当する。

- (イ) 導入期加算3を算定している施設が主催する研修であること。
- (口) 当該研修を実施又は受講する各施設に配置されている「腎代替療法に係る所定の研修を修了した者」が参加していること。
- (ハ) 在宅血液透析、腹膜透析及び腎移植に関する基礎知識、腎代替療法の特性に応じた情報提供、 腎代替療法に係る意思決定支援等の内容が含まれる研修であること。